

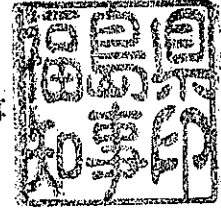


5環共第2225号

令和6年1月26日

福島県環境審議会議長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第3条第1項で規定する排水基準を定める省令等の改正に伴う
福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について（諮問）

このことについて、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年7月16日福島県条例第32号）第96条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項で規定する排水基準を定める省令等の改正に伴う福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

2 諮問理由

法で定める排水基準のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されることから、これとの整合を図るため、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年10月18日福島県規則第75号。以下「規則」という。）で定めている排水指定事業場排水基準を見直すため。

また、「六価クロム化合物」について、法の排水基準と地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準及び地下浸透基準値が見直されることから、これとの整合を図るため、規則で定めている排水指定事業場排水基準、地下浸透に係る要件等を見直すため。